

『高校魅力化』の実現に向けた、県立高校と町の協働を促進するガバナンスのあり方

岡崎エミ

(一財) 地域・教育魅力化プラットフォーム emi.oka.luce.666@gmail.com

要約: 本研究の目的は、高校統廃合対策の一環として行われている「高校魅力化」を実現するために、県立高校の設置者である県教委と高校が立地する町とが対等に協働するために必要なガバナンスのあり方明らかにすることである。加えて、県立高校に多額の財政支援をする「町財政支援型」での高校魅力化の限界とその解決策を提案する。【研究方法】Y県〇高校で行われている町財政支援型の高校魅力化と、島根県の地域協働スクール型、北海道町立型の事例を比較し、高校の「管理」と「運営」の両レベルで分析した。【結果考察】安定した「高校魅力化」は、県教委と町が対等に予算を投じた上で、コンソーシアムを通じて協働ガバナンスを構築するか、町立化することが必要であることがわかった。この方法が叶わない場合には、地教行法 55 条 1 項「事務処理特例制度」を通して、県立高校の管理を町に移管・移譲し「県立町管理運営高校」に転換することを提案する。

キーワード

高校統廃合問題
高校魅力化
コンソーシアム
地方創生
協働ガバナンス

1. 研究テーマと背景

(1) 高校の統廃合と地方創生の関係

現在日本各地で少子化の影響により高校の統廃合が進められている。多くの場合「適正規模」を理由に統廃合されるが、金子・樋口（2016）が指摘するように、「高校教職員人件費は、国庫負担制度がなく、地方交付税の算定基礎として国から財源措置されるが、経費は一般財源として設置者である地方公共団体が独自に措置しなければならず、（略）小規模校は、校舎の維持といったハード面での負担が大きくなるという課題が前提」とあるように、統廃合の直接的な原因是「財政問題」にある。一方、中山間地の人口流出要因は、有川ら（2009）によると「仕事の都合」について「教育環境」が 2 位であり、教育環境が人口動態に大きく関わっていることが明らかになっており、少子化による統廃合が、より一層の人口流出や少子化を引き起こす原因になっている。阿部・喜多下（2022）は、高校が存続された地域では、廃止された地域に比べて若年人口だけでなく、総人口に対する減少率も抑える傾向にあり、さらに県外生を受け入れた地域の効果が高く、データ的にも地方創生に効果があることを明らかにした。つまり、高校の有無は、人口動態に影響を与えることがわかっている。

こうした状況を踏まえ国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018,2019）において『高等学校を核にした地方創生』の方針を示している。文部科学省も、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」（2019～2022）、「地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築（CORE ハイスクールネットワーク構想）」（2021～2023）等の事業、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（2021）により、高校の特色化・魅力化に向けて、「普通教育を主とする学科」に「地域社会に関する学科」の設置を可能にした。国の方針においては、高校と地方創生の関係が整理され対策が講じ始められている。

(2) 高校存続のための「高校魅力化」という発明

高校統廃合を回避する方策として発明され、国の政策にも影響を与えたのが、島根県立隱岐島前高校の「高校魅力化」である。2000年代初頭、島根県隱岐郡海士町に立地する隱岐島前高校は、入学者数の低下により統廃合の危機を迎えていた。離島である島前地域から高校がなくなることは、子どもたちは中学卒業とともに島を出て一人暮らしをしながら高校に通うことを意味する。我が子を心配する保護者は共に島を出るため、子育て世代が家族ごと島外流出することに繋がる恐れがあった。そこで、2007年島前三町村（海士町、西ノ島町、知夫村）は「隱岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会」を発足し、2008年より町村の財源を持って高校魅力化プロデューサーを隱岐島前高校に派遣することを決定した。地域資源を活用した地域課題設定型体験学習や公設塾の設置等を導入することで「高校教育を魅力化」し、その魅力によって県外生の受け入れを行うことで入学者数をV字回復させることに成功した。2012年には学級増（1学級→2学級）を果たしている。2009年には第1回観光甲子園でグランプリを獲得する等、生徒の変容も見られ、2011年卒業生の進学実績として国公立大学進学者7名、2012年には同校初の早稲田大学への合格者を出した（隱岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会 2018）。こうした隱岐島前高校の成功事例は島根県教委を動かし、同教委は2011年「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」をスタートさせた。

樋田（2018）は、隱岐島前高校及び島前三町村は「高校存続の取り組みを高校の魅力化の視点から捉え直し」、「高校魅力化を町のひとつづくり問題」としたと報告している。高校魅力化とは「学校と地域が相互に資源を利活用して相互に活性化する教育改革」（地域人材育成研究会 HP）であり、地域活性化も視野に入れることで、市町村を巻き込み、高校統廃合問題に地方創生等の予算を活用することに成功した発明だったといえる。

(3) リサーチクエスチョンの設定

高校魅力化と一口に言っても、市町村が関わる協働¹⁾ガバナンス²⁾のあり方は様々である（高校と地域をつなぐ人材の在り方研究会 2020）。典型的な三つとしてあげられるのが、県教育委員会（以下県教委）と市町村がコンソーシアム³⁾に支援金を出し合う島根県の地域協働スクール型、設置者を町に移管する北海道の町立化型、そして都道府県立高校に立地市町村が財政支出を行うY県〇町等の町財政支出型である。篠原・高嶋・大沼（2019）が、これまでの小規模校対策や高校魅力化研究に関して「社会学的な現状分析や高校と地域の関係論に傾斜するものが多く、（中略）教育行政学の関心に基づくものではなく、地域と高校の教育ガバナンスの様態には充分な焦点が当てられてはいない」と指摘するように、高校魅力化という高校存続政策がどのようなガバナンスで可能であるかの研究は管見の限り見当たらない。

現在、県外生募集をしている高校は100校を超える（地域みらい留学 HP）、多くの「市町村」が管轄外の「都道府県立高校」に財政支援するという「ねじれ」が存在するからこそ、協働ガバナンスのあり方を論じる必要性がある。そこで本研究では、「高校の統廃合問題を解決し、『高校魅力化』の実現に向けた県立高校と町の協働を促進するガバナンスの要因とは何か」をリサーチクエスチョンとする。具体的には、町財政支出型であるY県〇町とY県立〇高校を研究対象とし、市町村が都道府県立高校に多額の財政支援をすることで起きる課題を整理した上で、どのような協働ガバナンスが必要なのかを提案したい。

(4) 調査概要

本研究の調査は、島根県、北海道、Y県における、教育委員会、高校の現・元校長、教職員、町職員等にインタビューやメールでの質問を通して実施した（表1）。筆者は文部科学省（以下文科省）事業「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」「新時代に対応した高等学校改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）」においてY県立〇高校のカリキュラム開発等専門家兼運営指導委員として、2018年度から〇高校の高校魅力化に参画している。

表1：インタビュー対象者の属性とインタビュー実施日

対象者	所属・役職	インタビュー日
島根県	A 島根県教育庁教育指導課地域教育推進室 職員	2022.11.2
	B 元吉賀高校校長、元津和野高校校長、前浜田高校校長	2023.9.12、12.4、
	C 元津和野高校校長	2023.12.4
	D 元隱岐高校校長、元松江東高校校長	2023.12.12
	E 元隱岐島前高校高校魅力化プロデューサー	2023.12.29
北海道	F 現北海道大空高校校長	2022.12.22、2023.5.10、5.24-26、11.27
	G 大空町職員	2022.12.22、2023.5.10、5.24-26
	H 元北海道奥尻高校校長	2023.11.28
Y県	I 元O高校教諭	2023.1.11、11.8
	J 元O高校養護教諭	2023.5.4、5.7、7.9、11.24、12.4
	K 現O高校教諭	2023.12.27
	L 元O高校校長（2014-2015年度在籍）	2023.11.30
	M 元O高校校長（2016-2018年度在籍）	2023.11.30
	N 元O高校校長（2019-2020年度在籍）	2023.11.27
	O 元O高校校長（2021-2022年度在籍）	2023.10.27、12.2
	P 現O高校校長（2023年度～在籍）	2023.11.27
	Q O町教育振興課高校魅力化推進室長	2022.12.13、2023.12.15

2. 予備調査

○高校と○町による高校魅力化ガバナンスを調査分析する前に、島根県の地域協働スクール型と北海道の町立化型の二つのガバナンスについて調査・分析した。

(1) 島根県の地域協働スクール型

2011年より島根県教委は、「高校と市町村の協働運営を志向した協議の場」とする「高校魅力化推進協議会」を県内の中山間離島にある5つの高校に設置し、高校魅力化施策をスタートさせた。2019年からは県内全ての高校を地域協働スクールとし「高校魅力化コンソーシアム」に地方創生推進交付金を原資としたコンソーシアム支援交付金350万円、コンソーシアム運営費60万円(1/2⁴⁾)、コンソーシアム運営マネジャー配置交付金700万円(1/2)を交付している。一方、市町は、コンソーシアム運営費やコンソーシアム運営マネジャー配置費の1/2負担に加えて、地域魅力化コーディネーター派遣や県外生の受け入れのための教育寮や公設塾の設置等を一般財源や地方創生推進交付金等を活用し負担し、高校統廃合問題の解決を超えた高校魅力化を推進している（表2）。

特筆すべき点は、「県教委が高校ではなくコンソーシアムに交付金を出したこと」（島根県立津和野高校元校長B氏）である。B氏によると、校長が高校魅力化を推進していくにあたって「最初の3年間に1500万円ついたのは大きかった。県教委がここまで出すなら町も出さなきゃいけんよね、となった。金がつくということは人がつくれるということ。何かやらないといけないという心理的プレッシャーはあった」と述べている。また同校元校長C氏も「（高校魅力化を）高校の先生だけでやってほしいと言われたら、それは難しかったと思います。地域と学校を結ぶようなコーディネーターがいないとできなかつた」とあるように、島根県教委が先に予算をつけたことにより、校長の意識と市町村の意識を変えている。また、コーディネーターを雇用できるだけの額が、校長の孤立奮闘や教職員への過度な負担による事業の頓挫を防ぎ、高校魅力化を進めることができた要因だと考えられる。つまり、コンソーシアムという任意団体（津和野高校に関しては、2021年から一般財団法人）に対し、県教委と市町の双方が人・金といった資源を投入することで、県教委と市町と対等な協働体制を構築できたといえる。

また、県教委にとって全県立高校導入は、全県立高校への公平性が保たれ、予算獲得がしやすくなったという（島根県教育庁教育指導課地域教育推進室職員A氏）。県教委が予算投下するためには、公平性の原理が大き

く影響することも指摘しておきたい。加えて、ここに至る過程として、高校魅力化に熱心な県教委行政職員の財政折衝があつたこと加えたい。

表2：島根県高校魅力化の推移と予算（出典：島根県教育委員会資料をもとに筆者加筆）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4								
事業スパン	第1ステージ			第2ステージ				第3ステージ			第4ステージ									
取り組み名	「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」				「教育魅力化推進事業」				「教育魅力化推進事業」											
支援対象地域	離島・中山間地域（町村）				離島・中山間地域 市部（松江・出雲を除く）				全県 (すべての市町村)											
支援対象高校数	5校 (横田、飯南、島根中央、矢上、津和野、吉賀、島前、隠岐)	8校				20校 (離島・中山間地域のすべての県立高校)				36校 (すべての県立高校)										
設置状況	対象の地域・高校において、コンソーシアムの前身となる「高校魅力化推進協議会」 (高校と市町村との「協働運営」を志向した協議の場)を設置 《平成30年5月時点 13協議会（16市町村21校）で設置》							R3年度末までにすべての県立高校でコンソーシアムを構築			学校運営協議会導入									
高等学校支援交付金 (10/10)	1500万円／3年（1校）	900万円／3年（1校）			300万円／年（1校） 500万円／年（1市町複数校）			□運営費 60万円／年×1/2 (1コンソ)			□活動費 350万円／年（1校）									
コンソーシアム運営マネジャー配置交付金	—	—			700万円／年×1/2 (小中高連携担当)			700万円／年×1/2 (高校コンソーシアム運営担当)			学校運営教員会制度導入説明会									
その他								高校魅力化コンソーシアム構築支援事業（モデル校）												
								主幹教諭の配置→												

表3：奥尻高校の教育関係費（篠原・高嶋・大沼（2019）をもとに筆者加筆）（単位：千円）

1. 歳入関係

区分		2016年度決算	2017年度決算
普通交付税			
高等学校費	教職員数	94,486	93,063
高等学校費	生徒割	3,374	3,271
計		97,860	96,334
特定財源（決算見込額）			
道支出金	町立移管整備支援交付金	21,000	
道支出金	奥尻高校ICT教育推進事業	3,900	900
道支出金	北海道市町村高等学校等修学支援事業	63	60
地方債	島留学生受け入れ推進事業		2,300
使用料	高等学校使用料	4,913	4,838
手数料	各種証明書手数料	5	10
財産収入	教員住宅貸付収入	369	2,300
緑入金	高等学校教育環境振興基金	6,965	1,660
雑入	太陽光発電売電量	8	
雑入	留学生学校給食費負担金		191
計		37,223	12259
歳入合計		135,083	108,593

2. 歳出関係

人件費	高等学校教員人件費（高校標準法定内教職員人件費+町持ち出し）	96,510	100,071
維持管理費	学校管理費（公務補、町採用事務職員（高校標準方定数外）含）	43,631	34,716
維持管理費	教育振興費（島留学、スタサブ、スクールバス等町獨自助成）	3,965	8,405
基金積立費	高等学校教育環境振興基金	21,000	
計		165,106	143,192
歳出合計		165,106	143,192

3. 一般財源充当見込み

	30,023	34,599
--	--------	--------

表4：大空高校の教育関係費（大空高校提供資料をもとに筆者作成）（単位：千円）

1. 歳入関係		区分		2021年度決算	2022年度決算
普通交付税		2021年度	2022年度		
高等学校費	教職員数	16	17	107,385	112,509
高等学校費	生徒割	79	98	12,971	12,797
計				120,356	125,306
特定財源（決算見込額）					
国庫支出金	（公立学校情報機器整備補助金・学校保険特別対策事業整備補助金）			2,013	
国庫支出金	（地方創生推進交付金）			11,925	17,404
道支出金	（高等学校等就学支援事業補助金）			58	67
使用料	（授業料・入学料・検定料）			5,687	9,568
使用料	（寄宿舎使用料）			1,399	1,999
雑入	（農業実習生産物売り払い代）			6,725	7,476
雑入	（寄宿舎給食費）			4,808	6,925
雑入	（公設塾負担金）			368	754
計				32,983	44,193
歳入合計				153,339	169,499
2. 歳出関係					
人件費	学校教職員給与費			102,209	112,924
	魅力化推進事業給与費（会計年度分：ハウスマスター1名、塾1.5名）			8,968	16,578
	高校事務会計年度職員給与（1名）			2,356	2,379
	町職員（課長級1 主幹職1 主査職1 主事職（ハウスマスター）1）→合計約3000万円				
維持管理費	大空高校管理費（東藻琴校舎、女満別校舎）			45,079	42,535
	魅力化推進事業（公設塾運営委託、高校魅力化PJ委託、デジタルホワイトボードライセンス料、タブレット端末）			15,158	10,888
	教育振興補助金（農業科国内研修補助）			2,817	1,109
	制服購入費補助（1年生制服購入補助）			1,928	1,635
	大空高校教材費（ICT教材使用料等）			3,571	4,688
	大空高校実習費（農業科実習費）			22,992	20,145
	寄宿舎管理費			18,837	21,869
歳出合計				223,915	234,750
3. 一般財源充当見込み					
歳入-歳出				70,576	65,251

(2) 北海道の町立化型

北海道教委では、高校統廃合問題に対して地方創生交付金等の活用という新たな財源を使った教育政策は打たれていない。「新たな高校教育に関する指針」には、2009年から道立高校の市町村立化を妨げないという記述があり、2016年に北海道奥尻高校（奥尻町）、2020年に北海道大空高校（大空町）が町移管によって高校存続を果たしている。しかしながら、町側の財政負担は大きく、篠原ら（2019）によると町立化によって、奥尻町では2016年度30,023,000円、2017年度34,599,000円（表3）、大空町では2021年度70,576,000円、2022年度65,251,000円の「一般財源負担」がある（表4）。さらに大空町では高校事務のために3名の担当職員を配置し、その経費も合わせると約9000万円の一般財源支出になるという（大空町職員G氏）。2校の事例を見ても、小規模自治体にとって町立化はかなりハイコストだが、統廃合に関する決定権を町が持てるメリットは大きく、「幼保小中高社会教育を通して人材育成や交流人口を踏まえたまちづくりができる」「予算管理しているということが（ガバナンスの面からも）重要」という意見が聞かれた（大空町職員G氏）。

3. 研究対象フィールドについて

(1) Y県立O高校の概要

本研究の対象地O町は、Y県の南東部に位置し、人口7,107人（2020年国勢調査）、町土の97%を森林が占める自然豊かな町である。森と共生するマタギ文化が残る一方、豊かな水資源を背景に水力発電施設を民間所有する重化学工業の工場が立地し、町民の約1000人が就業する企業城下町でもある。この地に1948年創設されたのがY県立O高校である。日本屈指の豪雪地帯にあり、交通事情から長らく容易に統廃合できない高校とされてきた。O町が高校存続を望む大きな理由は、地元企業への労働者確保である。企業城下町であるO町にとって、工場の存続が町の存続とイコールだと言っても過言ではない。故に、O高校からの一定数の就職と就職しなかつ

たとしても地元に高校があるので、工場で働く子育て世代の流出防止という面からも、O高校はなくてはならない高校となっている。

(2) Y県教委による対O高校施策

Y県教委が行った小規模高校対策につながる最初の施策は、1998年のO高校とO中学校における「中高一貫教育実践研究協力校」の委嘱が挙げられる。これを機に2001年O高校と町内の小中学校は、文科省指定校の連携型小中高一貫校となり、O高校への町内進学は連携型入試（面接のみで教科試験なし）によって実施され、入学者確保につながっている（O町教育振興課高校魅力化推進室長Q氏）。

統廃合問題が顕在化したのは、Y県教委の「高校再編整備基本計画」（2014）の実施である。O高校も規定に従い2020年度より1学年1学級になり教員数が大幅に減った。その後2020年に「1学年当たり1学級の学校については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する『学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）等』において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目処として実施、（中略）実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議することとする」と一部改定され、一方的な廃校措置は緩和されたが、Y県教委からの支援は会議費10万円のみで（2022年度まで）、高校教育の特色化・魅力化を推進するコーディネーターの派遣や生徒募集に係る人件費・広報費、入学者へのインセンティブ（通学費補助や制服代補助、修学旅行代補助等）等、小規模高校の生徒数確保は立地自治体の努力とされた形になっている。

それに前後して、Y県教委は、O高校を東北初のコミュニティ・スクール（以下CS）に指定している（2017）。当時のY県教委担当職員でもあった元校長のN氏によると「O高校の存続には町の支援が不可欠であり、町側にその意識を持つてもらう必要があった」という。これに対してO町も町教委に事務局を置く「O高校を支援する会」（2017～）を設立し、卒業生や地元企業等から支援金を集め高校支援に乗り出している。O高校がCSになったことで、O町では小中高すべてのCS化が完成し、全ての学校運営協議会をつなぐ合同学校運営協議会も設置された。

このほかY県教委は、人事面での配慮として、標準法で定められている教員数に加えて教頭1名、教員1名、事務職員1名、また国際教育に力を入れている中高一貫校という名目でALT1名を配置している（元校長O氏）。Y県教委の施策の特徴は、高校再編整備計画で統廃合問題に立地自治体の参画を促し、地域との協働手段としてCSを設置している点にある。人材配置を含めてその政策は、低コストで、県教委内でやりくりできる範疇におさめることができている。

(3) O高校とO町の協働体制の推移

廃校の危機にさらされながら、O町の高校存続策は、県教委への教員の加配や標準法の緩和の要望、海外研修旅行の支援などに留まっていた（Q氏）。そこに変化が現れたのが、CS指定の翌年に開催された「第1回全国高等学校小規模校サミット（以下小規模校サミット）」（2018.7）である。元O高校教諭I氏曰く、「当時、O高校が抱えていた教育的課題は、生徒の自己肯定感の低さにあった」という。そのような中、岩手県の小規模校との交流がきっかけで「もっと交流したい」という生徒の能動的発言があったことを好機とした高校教諭たちが、全国の小規模高校の生徒をO町に集め、ともに小規模校の可能性を語り合う場を企画した。しかし高校に予算がなかったため、O町は「協働で」実行委員会を設置し助成金を獲得することを提案する。実施にあたっても閉校になった小学校を会場として提供し、プログラムを実施するために生徒にアドバイスするなど、物的・人的支援を行った。O町は、このイベントをきっかけに「生徒の変化・成長」という成果を高校の教職員とともに共有することになる。さらに同年に町主催の「ビジネスプランコンテスト」において、O高校生のプランが多数受賞するなど、O高校生の活躍に町側の眼差しが変化することとなる（元O高校養護教諭J氏）。

サミットの成功やO高校生の活躍は、O高校とO町に互いに協働する意義を見出させた。そこで、地域学校協働によるカリキュラムを作り上げるべく、文科省事業「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」（以下地域協働事業）への申請に名乗りをあげる。しかしY県教委は、すでに「他に申請校を決めて」おり、「競合させた

くない」という理由からO高校の申請を却下する（元校長M氏）。校長M氏は申請を諦めかけたが、国からO町に出向していた未来創生監から、学校運営協議会を母体とした管理機関（実質的にはO町）で申請することを提案され、プロジェクトチーム名で申請、採択された（2019～2021）。これ契機にO町は首長主導の下、県外生の受け入れによる入学者確保に取り組むことを決意し、内閣府事業「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」（2020～2025）に申請し採択される。

これら文科省事業と内閣府事業により高校と地域の協働は進んだ。成果として、①地域資源を活用したカリキュラム開発による生徒の自己肯定感の回復や資質能力の向上（阿部剛志、喜多下悠貴、永野恵 2022）、②県外生受け入れによる地元生、県外生双方への地元肯定感の向上⁵⁾、③部活動の廃止と地域移管による高校教職員の働き方改革の推進、④3年間在籍する県外生の受け入れによる統廃合検討ラインである入学定員1/2の確保がなされている（図1）。



図1：O高校の入学者数の推移（O町教育委員会提供資料を筆者により作成）

（4）後退した学校と町の協働関係

2021年「地域協働事業」の最終年度となった年、O高校とO町は、改革の流れを止めないため文科省事業「普通科改革推進事業」に申請しようとY県教委に打診する。しかし、「他校との兼ね合い」（Q氏）という理由により却下される。代わりに「創造的教育方法実践プログラム（以下創造的プログラム）」の申請は許可され、県教委が管理機関として申請、指定校となった。

この頃から高校と町との間に「協働への認識」に小さなズレ、例えば「留学生の募集活動は土日に行われることが多い、働き方改革を理由に、先生らの協力を得るのが難しくなっている。『県外生募集は町が勝手にやっていること』のように思われ、なかなか自分ごととして捉えてくれない」（Q氏）、学校内部でも「総合的な探究の時間など地域との協働が必要な科目への関心度が低い先生が増えている」（現O高校教諭K氏）という状況が続いた。

協働事業への認識のズレが明確に現れたのが、3年ぶりに対面開催した第5回小規模校サミット（2022.7）であった。小規模校サミットは、実行委員会形式で行われており、現在も予算の一部は、町の財源が使われる町と高校の「協働事業」である。しかし、コロナ感染症に対応できる広さの冷房設備のある会場はO町にはないという理由で、町外施設での平日開催が決まった。「これでは町民が参加できない」と、この状況に危機感を持ったO町は、第6回（2023.7）の開催は、町民参画を可能にするために「町内」の「土日開催」を希望した。しかし、結果的には日程や会場は学校内で決定され、連続して町の意向が汲み取られないという事態に至った。

第5回、第6回の小規模校サミットの開催日や場所の決定は、生徒の健康を守る上では学校教育的には正解であったが、一方町で予算を計上しながら、町民の参画や町での開催が行われなかつた点では地方創生の観点からは問題であった。この問題の背景を「高校と町」の協働と、「県教委と町」の協働の、2つレベルの協働ガバナンスから考えてみたい。

4. 「高校と町」の協働体制 ー学校運営協議会とコンソーシアムの課題ー

高校と町の協働体制に問題が生じた原因は複数ある。1つ目は、2020年からのコロナ禍により地域での活動が大幅に縮小し、生徒の地域活動を通じた成長を、教員自身が実感することができず、地域協働へのモチベーションが下がったと考えられる。菅野（2022）は高校教員の地域協働意識に影響を与える要因として「地域との接触数」「生徒の成長」「校長の方針」を挙げているが、そのうち前2つが欠如したことにより、新たに赴任してきた教員の地域協働へのモチベーションが育たなかつた可能性がある。2つ目は、同じ時期に5名のコアとなる教職員の異動したことである。「定期的に行われる人事異動によって取り組みが大きく後退した」とQ氏も菅野（2022）の調査で述べている。3つ目に、地域協働活動が一部の教職員の属人的な関係性や資質、経験知によって推進されていたため、協働ガバナンスの構築に注意が払われていなかつたことである。I氏はインタビューで「異動の時に、自分自身が築いた人脈を引き継ぐことをしなかつた」と言つてゐる。これら3つの要因により、校内教員の地域協働リテラシーが減退していったと考えられる。こうした状況の中、2022年の第5回小規模校サミット、2023年第6回小規模校サミットが、町の意向が汲み取られない形で実施された。

高校と町の協働体制に問題が起きたその要因は、何のために、何を、どのようなプロセスで「高校と地域」が協働するのかといった「協働ガバナンス」が構築・明示・共有されておらず、教職員の地域協働に関するリテラシーが属人的だったため、人事異動に耐えられなかつたことが挙げられる。ではなぜ、協働ガバナンスは構築されなかつたのだろうか。本章では、ふたつの文科省事業の管理機関の違いに注目したい。地域協働事業（2019～2021）における管理機関は町、創造的プログラム（2022～2024）における管理機関は県教委である。管理機関が変わつたことで起きた変化は大きく二つ。「予算管理と執行方法」と「協働の体制と運営」のあり方だ。

（1）予算管理・執行を通した町と高校のコミュニケーション

○町が管理機関だった2021年度末まで、教員の人事異動やコロナ禍といった状況においても、Q氏曰く、「町と高校の協働は比較的うまく行っていた」という。その要因は、文科省からの事業費の予算管理執行を○町が担つていたことにある。日常的に何にいつどれだけ予算を使うのか、予算管理を通して学校活動が見えると同時に、国事業においては経営の一助を担つてゐる状態であった。一方2022年度、管理機関が県教委になると、高校側が予算管理執行に関して確認をとる対象は県教委になつた。町には通常の学校予算に加えて、国事業の予算執行情報も明かされず、同時に学校活動の状況が見えなくなつた。当時の校長○氏のインタビューでも「町側が意見を言うことを躊躇しているように感じた」とあり、一方Q氏も「（状況が見えないので）どこまで学校の教育に口をだしていいかわからなかつた」と述べている。ここから、予算管理や執行は、町と高校の日常的な合意形成のツールであり、教職員と町職員にとって重要なコミュニケーションツールであったことがわかる。逆を言えば、予算管理執行を町職員が行つていたことが要因となって、コンソーシアムによる協働ガバナンスの整備（目的の共有、合意形成のプロセスの明文化、予算執行の管理等）がなされなくとも問題が表出しなかつたといえる。

（2）県立高校と町の協働体制としての学校運営協議会の限界

協働体制に関しては、両文科省事業ともコンソーシアムの設置が義務づけられている。コンソーシアムとは、「『合意形成と協働活動を一体的かつ安定的・計画的・持続的に行えるようにするための構成員・規約・予算等を有する組織』とし、社会に開かれた教育課程を実現する『学校教育的機能』、地方創生に資する高等学校を実現する『地域力創造的機能』の両方を有するもの」（高校と地域をつなぐ人材の在り方研究会報告書2020）とされ、学校教育のみならず、地方創生に関しても議論・意思決定・活動する場である。

○高校においては、町が管理機関だった「地域協働事業」では、学校運営協議会とコンソーシアムの両方が存在しており、学校運営協議会は高校が主催者、コンソーシアムは管理機関である町が主催者であった。学校運営協議会とコンソーシアムの構成員はほぼ同じだったため、双方の会議を同日連続開催とし、教頭と町教委課長が事務局的機能を担い、双方の議題の整理や運営を協働でおこなつていた。

一方「創造的プログラム」では、Y県教委が管理機関となり、学校運営協議会をもつてコンソーシアムとする形

なった。会議の設計・運営は教頭が担うことになり、会議名からもコンソーシアムという名前は消え、事実上コンソーシアムが消失した。ここに県立学校と町の協働体制において、2つの課題が発生している。

1) 「地域力創造機能」の欠落

1つ目は、学校運営協議会をもってコンソーシアムとする際に、コンソーシアムが持っていた「地域力創造機能」が欠落することである。学校運営協議会はあくまで「学校の運営に関する協議会」であり、学校教育について議論する場である（熊谷他 2021）。会議を設計していた教頭は、学校運営協議会が設置されている学校経験はなく、地域づくりにまで視野を広げて会議を設計することは難しかった。そして、事務局に町職員が参画できなくなったことから、町側の視点や思いが反映されにくくなつたと思われる。市町村立の小中学校における学校運営協議会では、「地域力創造的機能」は、社会教育法で規定されている「地域学校協働活動」に委ねられ「地域学校協働本部」等によって担われる（熊谷他 2021）。しかし、それは双方を管轄・支援する主体が市町村であることが前提のため「学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進」が可能だ。一方、高校において地域学校協働活動の主体は町内だけにとどまらない。ゆえに地域学校協働本部のかわりに、コンソーシアムを立ち上げ、「地域力創造機能」を担う必要がある。

2) 委員の個人への委嘱による地域学校協働活動との分離

2つ目の課題は、学校運営協議会の委員が個人に委嘱される点である。学校運営協議会は意思決定の場であり、実際の活動は地域学校協働活動で担う（熊谷他 2021）。中教審答申（2021）においては、「関係機関との連携・協働に当たっては、（中略）各学校や地域の実情に応じてコンソーシアムという『組織対組織』の形でのつながりを作ることが必要である」とし、新しい時代の高等学校教育のあり方ワーキンググループ（2020）でも協働体制の留意点として「関係機関との連携・協働が担当者の個人的・一時的な「個対個」のつながりのみで行われるのでは、その場限りその年限りの教育活動になりかねない」と呈している。この点からも個人によって構成されている学校運営協議会が、組織対組織で意思決定と活動が一体的に行われるコンソーシアムを代替することは難しく、地域学校協働活動と両輪体制が構築されていない高校のCSは限界と言える。

5. 「県教委と町」の協働体制－県立高校に町が財政支援する課題－

町が県立高校の存続のために、地方創生推進交付金等を活用し支援することにより、学校と地域双方の活性化を図る高校魅力化は、県教委だけでは供給不可能な市町村財源と地域資源確保を可能とした一方で、県教委と町の関係性において、対等性と継続性に課題がある。本章では、Y県教委とO町の協働体制における問題を紐解きながら、県立高校に町が財政支援する際の問題を整理する。

（1）財政支出の不均衡とそれがもたらす町内政治の不安定化

現在O町がO高校の存続、特色化・魅力化のために拠出している金額は、2021年度 22,768,221円（内一般財源 7,712,583円）、2022年度 22,887,323円（内一般財源 8,697,529円）に上る（表5）。さらに2023年度は寮の借上等により一般財源からの支出が2022年度に比べて約1500万円、2024年度は約1900万円に増加すると予想されている。2020年より町教委内に高校魅力化推進室を設置し、町の正規職員2名、非正規職員1名を配置しており、表に出ない人件費は1000万円を超えており。町の手厚い財政支援が可能になっているのは、高校支援事業が町長直轄予算という特別施策だからである。それゆえ、「なぜ県立高校に町がここまで財政支援するのか」という町議員からの批判に対して、町職員は常に町民感情に細心の配慮をし、成果を示し続けなければならない。批判が高まれば、町長批判につながり、ひいては財政支援が反故にされうる（Q氏）。一方、県教委の支援は中高連携費として一律10万円／校（2022～）のみに留まっている。

表5：O町におけるO高校への支援拠出金（O町教育委員会提供資料をもとに筆者作成）

■2021年度決算額		(単位：円)	
事業名	決算見込額	財源内訳	
地域との協働による高等学校教育改革推進事業	¥2,027,156	文科省委託費	¥2,027,156
高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業	¥8,713,087	内閣府補助金	¥8,626,944
留学生受け入れ事業	¥2,455,309	一般財源	¥86,143
O高校県外募集支援事業	¥9,572,669	一般財源	¥2,455,309
		地方創生推進交付金	¥4,401,538
		一般財源	¥5,171,131
合計	¥22,768,221		

■2022年度決算額		(単位：円)	
事業名	決算見込額	財源内訳	
高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業	¥9,059,228	内閣府補助金	¥9,059,228
留学生受け入れ事業	¥3,378,774	一般財源	¥3,378,774
O高校県外募集支援事業	¥10,449,321	地方創生推進交付金	¥5,130,566
		一般財源	¥5,318,755
合計	¥22,887,323		

(2) 学校の自主自律と政策決定権の所在

先述のように、O高校とO町は、申請希望を出した文科省事業を2回県教委に拒否されている。「地域協働事業」の際は、他校と競合しないようにするためであり、「普通科改革推進事業」に関しては、他校との兼ね合いという理由であり、O高校やO町側に問題があったわけではない。この出来事は、県立高校の学校運営協議会の意志が、他校の状況と県教委の公平性指向によって脅かされる恐れがあるという「ローカル・オペティマムの限界」を示している。学校の自主自律を推進するスクール・ガバナンスが機能しないということは、学校運営協議会が、一方的に地域資源を吸い上げるだけの組織になりかねない。統廃合決定権を県教委に握られ、かつ学校運営協議会の主体的な決定が反故にされる状況は、地方分権化に対する町の県教委の下請け組織化につながる危険性がある。

6. 分析・考察

(1) 「管理」と「運営」の観点から分析する高校魅力化を実現するための協働体制

O町とO高校の事例を紐解きながら、都道府県立高校に立地市町村が財政支出を行う「町財政支出型」の高校魅力化におけるガバナンスの課題について述べてきた。ここで「管理」と「運営」という観点から、高校統廃合問題を乗り越え、「高校魅力化」の実現に向けた、「県教育委員会と町」の協働ガバナンスの要因を整理したい。

「管理」とは、学校運営に必要な予算を確保する「運営管理」、施設や備品など用意する「物的管理」、教職員等教育活動に必要な人員を管理する「人的管理」を指す。「運営」とは、学校教育に関わる活動の運営を指す。

1) 島根県地域協働スクール型

【管理】学校管理の権限および統廃合に関する権限は、設置者である島根県教委にある。一方で、規約と予算、構成員を有したコンソーシアムという協働運営体制に県教委と市町が双方に財政支出することで、「高校と“地域”」の協働のために、「予算」を通して対等な協働体制が築かれている。コンソーシアムの運営に関しても、コンソーシアムマネジャーを配置し、その人件費を島根県教委と市町とで折半しているおり、「高校と“地域”」の協働のために、「県教委と市町」が管理レベルで協働していると言える。

【運営】コンソーシアムによる協働ガバナンスが整備されている。様々な地域の団体（構成員）が参画し、規約、予算を有し、合意形成と活動の一体化が行われて、学校教育的機能と地域力創造的機能の両方を有している。

2) 北海道町立型

【管理】北海道町立化型は、設置者と管理者が同一なため、運営管理、物的管理において、コンソーシアムを受け皿とする道教委と町との協働体制構築は不要である。高校の統廃合に関しても、最終決定権は町にある。一方で、奥尻高校では管理職を含むすべての教職員が北海道教委からの割愛による派遣教職員であり、大空高校では校長のみ町採用で他の教職員は割愛による派遣教職員であるため、教職員の雇用（人的管理）に関しては、道教委に依存しているといえる。また、小さな町で高校経営をすることは、財政的に容易ではないため、不安定さがある。

【運営】町の総合計画や教育振興基本計画などに高校教育も位置付けられ、その方針に従って校長が運営責任者として、学校運営がなされている。

3) Y県立〇高校の町財政支出型「町による事業管理」

【管理】町の一方的な支援となり、協働体制が構築されているとは言えないが、文科省の地域協働事業においては、実質上町が予算管理をしていたため、予算管理を通して、高校と町が日常的にコミュニケーションを取ることで、非公式の合意形成が行われていた。一方で、Y県教委によるコンソーシアムへ財政支援はほぼないに等しく、管轄外の県立高校への町からの多額の財政支出は町内政治の不安定化をもたらす。また、県教委の公平性の論理と高校と町が合意した特色化・魅力化を志向する方策（文科省事業への申請等）が相反する可能性がある。統廃合に関しても決定権は県教委にあるため、対等な協働体制とは言い難い。

【運営】規約整備等明文化された協働ガバナンスは構築されていなかったが、コンソーシアム会議と学校運営協議会は別に存在し、それぞれ町と高校が主催していたため、合意形成に関する町の意向を反映させることができた。

4) Y県立〇高校の町財政支出型「県教委による事業管理」

【管理】町の一方的な支援となり、協働体制が構築されているとは言えない。町のみが財政負担をすることによる、町内政治の不安定化や、高校と町が合意した方策との相反の可能性は依然として存在する。

【運営】会議内容が重複する等の理由から、学校運営協議会をもってコンソーシアムとすることが起き、事実上コンソーシアムが消失し、地域力創造的機能が欠落した。立地的に離れた県教委が、コンソーシアムを運営することは実質的に不可能であり、コンソーシアムの事務局を学校外に設置しなかったため、運営を高校が担うことになり、便宜上廃止となった。

(2) 「学校と“地域”が協働するための「県教委と町」の協働ガバナンスの要件

上記の分析から、高校魅力化を実現するための協働ガバナンスの要件を整理する。

「管理」においては、島根県地域協働スクール型のように県教委と市町が、コンソーシアム運営のために対等に財的、人的支援をする管理における協働体制をとるか、北海道町立型のように単一の管理者による管理である必要あると考えられる。その点、Y県〇高校の町財政支出型は、県立高校に管轄外の町のみが多額の財政支援を行う形で行われており、対等ではない。この不均衡は町政を不安定にさせる原因になりかねず、持続可能とは言えない。一方Y県教委にも、他校に対する公平性の担保という行動理由があり、〇高校のみに財政支援をすることは現段階では不可能であり、町と対等に財政支援する場合、県首長部局との折衝が必要になる。

「運営」に関しては、コンソーシアムを学校運営協議会と分離し、設置する必要がある。「学校運営協議会は校長の方針や学校運営等について意見を述べることが主軸となるのに対し、コンソーシアムは学校教育にとどまらない幅広い機能を持つ本来別の役割を持つ組織である」（内田洋行教育研究所 2024）ことから、高校と地域が双方に Win-Win の関係になるよう、規約をもって目的の共有や合意形成のプロセス、予算等を明文化し、事務局に高校、地域双方から人員を配置する等、協働ガバナンスを整備することが必要である。この運営におけるコンソーシアムという協働ガバナンスを採用・整備することは、Y県〇高校の町財政支出型でも可能であるが、その土台である「管理」において、県教委と町が同等の財政負担をする必要がある。

7. 提案「県立町管理運営高校」

先述のように、安定した高校魅力化を実現するためには、島根県協働スクール型のように県教委と町が対等にコンソーシアムに対して財政支援をするか、北海道町立型のように設置者そのものを移管することが必要であるが、その両方に踏み切れないY県教委とO町では、新たな「管理」レベルの協働体制構築の必要性があると考えられる。ここでヒントになるのが、町財政支出型「町による事業管理」で指摘した管理レベルでの予算管理である。町が予算管理を行った時、予算管理を通してコミュニケーションが活発化し、非公式の合意形成が可能であった。誰が予算管理するかが、運営レベルでの協働のあり方に影響するのであれば、県教委を設置者のまま、県立高校の「管理」を町に移管できないだろうか。「公設公営」高校である。

協働ガバナンスのあり方として、官と民においては委託という方法がある。この方法の先行事例として、官と民の互いの強みを生かし特色ある高校づくりを行った大阪市の水都国際中学校・高等学校(内閣府「国家戦略特区」特区対談#5 内閣府HP)がある。設置者である大阪市が国際教育実現のために民間事業者に公立校の運営管理を委託した「公設民営」の事例である。同様の発想で、県教委に設置者としての最終責任を残しながら、学校管理を町に移譲することで、両者の強みを活かす「公設公営」高校をつくることが可能ではないか。

「高校の統廃合問題を解決し、『高校魅力化』の実現に向けた県立高校と町の協働を促進するガバナンスのあり方」として、地教行法55条1項「事務処理特例制度」を通して、県教委が持つ高校に関する「運営管理」「物的管理」「人的管理」の3つの権限と事務を、町に移管・移譲することによって、『県立町管理運営高校』を実現する政策をY県教委とO町に提言したい(図2)。

Y県教委は、O町に対して運営管理費(学校教育・経営に関わる運営費等)、物的管理費(施設管理費等)を学校管理費として町に支払う。O町は、県教委から支払われた「学校教育的機能」を発揮するための財源に加え、「地域力創造機能」を発揮させるための予算を確保し、合わせて校長のリーダーシップの下、コンソーシアムという「学校と地域」の協働体制によってより安定した協働ガバナンスを発揮する。Y県教委は、「地方創生に資する高校」の新しい在り方を示し、県教委だけではなし得なかった「少子化に負けない『Y県の教育』」を打ち出すことができる。Y県教委が果たす責任は、県内どこに居住している生徒に対しても高校教育を提供するというナショナル・ミニマムの実現と、地域・社会との協働、社会に開かれた教育課程等による特色化・魅力化したローカル・オプティマムの実現である。その双方を実現し、生徒数の確保とその財源を確保するためには、市町村の力は不可欠である。町にとっても、高校の存続は人口流出を抑え、地域を活性化する上で必要である。また、町が文科省事業の管理機関を経験した経緯からも、予算執行や会議運営に関して町がイニシアチブを持つことによる協働の効果は明らかである。

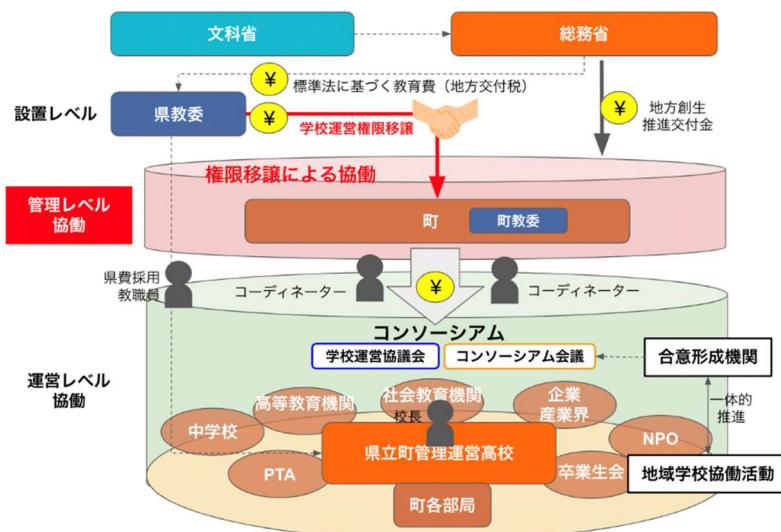


図2：県立町管理団体高校における協働体制図（筆者作成）

8. まとめ

本研究は、島根県と北海道、Y県O町の3つ事例のみを基に論じてきたため、知見の一般化としては限界がある。その上ではあるが、「高校の統廃合問題を解決し、『高校魅力化』の実現に向けた県立高校と町の協働を促進するガバナンスの要因」を、県教委と町の管理における対等な負担と、学校運営におけるコンソーシアムによる協働ガバナンスであることを明らかにすることができた。国が進める高校の特色化・魅力化や探究的な学びの実現には、市町村を含めた多様な主体との協働が不可欠である。また、少子化が進む地域において高校の維持は、人口動態にかかわる重要案件である。よりよい教育とよりよい地域づくりに欠かせない高校が、経済効率のみで統廃合を判断しないために、新たな協働体制の好事例を生み出せるよう、研究を進めたい。

註

- 1) 協働：本研究では、協働を「同じ公的な目的に向かって、複数の主体が、対等な立場で、それぞれの得意分野や資源を持ち合い、新たな価値創造に向けて共に計画し、行動すること」と定義する。
- 2) ガバナンス：ガバナンスは組織が健全に運営されるための統治体制のことをいう。その中でも今回は、「学校と地域」や「県教委と市町村」といった今までのような明確な形での「協働体制」がないことから、佐藤・広石（2018）が示すように、「プロセスを管理する構成員の関わり方、関係性のつくり方、変化への対応、共有ルールの整備など、関係者と共に進めいくための『仕組みとその運営』」と定義したい。
- 3) コンソーシアム：『合意形成と協働活動を一体的かつ安定的・計画的・持続的に行えるようにするための構成員・規約・予算等を有する組織』とし、社会に開かれた教育課程を実現する『学校教育的機能』、地方創生に資する高等学校を実現する『地域力創造的機能』の両方を有するもの（高校と地域をつなぐ人材の在り方研究会 2020）
- 4) 1/2とは、県と町が半額ずつ補助することを前提に交付した金額
- 5) 2022年より3年間の県立高校受け入れをはじめたため、定量化されたデータはないが、2023年11月に行われた内閣府による「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」訪問調査では、沖縄から来た1年留学の地域みらい留学365生からは、「外に出てみて、O町の良さを感じると共に、地元の良さもしみじみと感じた」「（高校卒業後は）これまでには、東京の大学に行ければいいかなと漠然と思っていたけれど、Y県もありだと思うし、あえて台湾へ進学するのもありかな。将来は沖縄で地域の問題とかに取り組みたい」と、留学先と地元の両方の魅力に気づき、将来も地域への貢献欲が増している。また、地元生からも「留学生を通して、O町の見え方が変わった。新しい人脈が増えた」「（卒業後の進路は）県外の専門学校を考えているが、最終的に住むのはO町がいいなと思っている」という反応があった。

謝辞

本研究にご協力いただいた、関係各所機関の皆様に御礼申し上げます。調査・研究にご協力いただきましたY県立O高校、O町をはじめ、島根県、北海道の教育関係者の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

引用・参考文献

- 阿部剛士・喜多下悠貴（2022）「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察2～市町村の人口動態からみた高校存続・魅力化のインパクト～」三菱UFJリサーチ&コンサルティング HP (https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2022/03/seiken_20310_1.pdf) [2024年1月18日最終閲覧]
- 阿部剛志・喜多下悠貴・永野恵（2022）「学校での『高校魅力化評価システム』活用事例レポート」三菱UFJリサーチ&コンサルティング HP (https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2022/03/seiken_220310_3.pdf) [2024年1月18日最終閲覧]
- 有川つばさ・塚井誠人・桑野将司・藤山浩・山田和孝（2009）「中山間地域住民の生活利便性が居住継続以降に及ぼす影響の分析」『土木計画学研究・論文集 Vol.26 no.2』 p385-386
- 岩本悠（2023）「少子化が加速する地域におけるこれからの高等学校教育の在り方について」中央教育審議会初等中等教育分科会 第5回新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ提出資料 文科省 HP (https://www.mext.go.jp/content/20230127-mex_koukou01-000027246_002.pdf) 4p [2024年1月18日最終閲覧]

- 内田洋行教育総合研究所（2024）「『CORE ハイスクールネットワーク構想における小規模高等学校ネットワークモデルに関する調査研究』中間報告書」
- 小田切康彦（2018）「協働論の研究動向と課題 一行政学を中心とした学際的視点から一」徳島大学社会科学研究第32号
- 金子玄、樋口修資（2016）「教職員定数及び配置数からみた 公立高等学校の再編・整備に関する一考察」『明星大学研究紀要—教育学部 第6号』 p36
- 菅野祐太（2021）「高等学校における教員の地域協働意識に関する研究-中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において、教員の地域協働意識向上に向けて市町村教育行政は何ができるのか-」『兵庫教育大学 教育政策課題研究』pp167～176
- 熊谷慎之輔、志々田まなみ、佐々木保孝、天野かおり（2021）『地域学校協働のデザインとマネジメント コミュニティ・スクールと地域学校協働本部による学びあい・育ちあい』学文社 p58
- 高校と地域をつなぐ人材の在り方研究会(2020)『報告書』文科省 HP (https://www.mext.go.jp/content/20200323-mxt_koukou02-100014267_02.pdf) [2024年1月18日最終閲覧]
- 佐藤真久・広石拓司（2018）『ソーシャル・プロジェクトを成功に導く12ステップ コレクティブな協働なら解決できる! SDGs時代の複雑な社会問題』みぐに出版 p5、76、79
- 篠原岳司、高嶋真之、大沼春子（2019）「都道府県立高等学校の学校設置者移管に関する研究 北海道奥尻高等学校を事例に」『北海道大学大学院教育学研究員紀要』 p99
- 島根県教育委員会（2019）「県立高校魅力化ビジョン」島根県教育委員会 HP (<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/saihen/keikaku.data/miryokukavisionsaisyu.pdf>) [2024年1月18日最終閲覧]
- 全国高等学校小規模校サミット HP (ygt-oguni-h.ed.jp/summit/index.html) Facebook page (<https://www.facebook.com/profile.php?id=100063481245855>) [2024年1月18日最終閲覧]
- 地域みらい留学 HP (<https://c-mirai.jp/>) [2023年12月28日最終閲覧]
- 中央教育審議会（2021）「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」文科省 HP(https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf) p54 [2024年1月18日最終閲覧]
- 中央教育審議会初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（2020）「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）～多様な生徒が社会につながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～」文科省 HP (https://www.mext.go.jp/content/20201117-mxt_koukou02-000011002_01.pdf) p31 [2024年1月18日最終閲覧]
- 中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 高等学校教育の在り方ワーキンググループ（2023）「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」文科省 HP(https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt_koukou01-000031697_1.pdf) p7,12-13 [2024年1月18日最終閲覧]
- 同上「中間まとめ参考資料集」文科省 HP (https://www.mext.go.jp/content/20230901-mxt_koukou01-000031697_3.pdf) p7,15 [2024年1月18日最終閲覧]
- 内閣府 「国家戦略特区」特区対談#5 内閣府 HP (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/taidan05.html>) [2024年1月8日最終閲覧]
- 樋田大二郎「地域人材育成研究会 高校魅力化」HP (<https://rhrd.net/school-attractiveness/>) [2024年1月18日最終閲覧]
- 樋田大二郎、樋田有一郎（2018）『人口減少社会と高校魅力化プロジェクト 地域人材育成の教育社会学』明石書店 p68
- 北海道教育委員会(2006)「新たな高校教育に関する指針」北海道教育委員会 HP (<https://www.dokyoji.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/akd/H18SISIN.html>) 第6章 p70 [2014年1月8日最終閲覧]
- 山内道雄・岩本悠・田中輝美(2015)『未来を変えた島の学校 隠岐島前発 ふるさと再興への挑戦』岩波書店
- 内閣官房・内閣府総合サイト地方創生「まちひとしごと創生総合戦略 2018 改訂版」<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/h30-12-21-sougousenryaku2018hontai.pdf> [2024年1月18日最終閲覧]
- 内閣官房・内閣府総合サイト地方創生「まちひとしごと創生総合戦略 (2019) p11、pp28-29 <https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r01-06-21-kihonhousin2019hontai.pdf> [2024年1月18日最終閲覧]

文科省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」文科省 HP(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm)

[2024年1月18日最終閲覧]

文科省「地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築 (CORE ハイスクールネットワーク構想)」文科

省 HP (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/mext_00025.html) [2024年1月18日最終閲覧]

文科省「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について (通知)」文科省 HP (https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00017.html) [2024年1月18日最終閲覧]